

# 脳卒中・循環器病対策基本法成立で何が変わるのか

座長 岡田 靖<sup>†</sup>第73回国立病院総合医学会  
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 1 (31-32) 2021

## 要旨

超高齢社会の進展の中で、脳卒中・循環器病患者はますます増加している。その中で2018年12月、脳卒中・循環器病対策基本法が公布され、今後、私たちの社会や医療の何が変わるのかが注目されている。本シンポジウムは健康寿命の延伸と新たな地域共生社会が求められる現代において、医療や患者支援に関わる4分野の演者が基本法への期待と私たちがなすべきことについて発表したものである。

**キーワード** 脳卒中・循環器病対策基本法, 健康寿命, 地域共生社会

2018年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(通称:脳卒中・循環器病対策基本法)が公布され、これまで脳卒中および心臓病その他の循環器疾患の医療にかかわってきた多くの医療者や後遺症を抱えている患者・家族から多くの期待が寄せられている<sup>1)</sup>。脳卒中・循環器病対策基本法の成立は日本脳卒中協会関係者や患者・家族の皆様の10年越しの悲願であり、さまざまな経緯を経て成立した。その過程では日本脳卒中学会と日本循環器学会とが協力して、2016年に脳卒中・循環器病克服5カ年計画を策定し、医療行政とともに健康寿命の延伸を大目標に脳卒中・循環器病対策の方向性を示し活動してきたことも本法案の成立に大きく寄与している。現在、国の循環器病対策推進基本計画を策定中であり、計画が定まれば次はそれぞれの都道府県において、関係者から構成された都道府県循環器病対策推進協議会の意見に基づいて都道府県循環器病対策推

進計画が立案され、そこから行政、医療保険者、保健・医療・福祉従事者、救急隊、患者・家族やその支援者が具体的な活動を実践していくことになる。本法案には大きく8つの施策があり、そのひとつ一つに魂をいれて積極的な活動に繋げていかねばならない。

今回、第73回国立病院総合医学会の企画として、本法の成立で何が変わるのかというテーマで本シンポジウムが企画され、脳卒中協会、循環器医療者、脳卒中看護、患者家族支援団体の4つの分野のシンポジストから以下の発表があった。

1. 脳卒中・循環器病対策基本法成立で何が変わるのか? 脳卒中診療の立場から  
中山博文 公益社団法人日本脳卒中協会
2. 循環器疾患治療の立場から  
赤尾昌治 国立病院機構京都医療センター
3. 患者をつなぐー脳卒中診療に携わる看護師の立場から考えるー

国立病院機構九州医療センター 脳血管・神経内科, 公益社団法人日本脳卒中協会福岡県支部長 †医師  
著者連絡先: 岡田 靖 国立病院機構九州医療センター 副院長 〒810-8563 福岡市中央区地行浜1-8-1  
e-mail: okada.yasushi.yh@mail.hosp.go.jp  
(2020年3月10日受付, 2020年7月10日受理)

Expected Changes brought by the Stroke and Cardiovascular Disease Control Act

Yasushi Okada, NHO Kyushu Medical Center  
(Received Mar. 10, 2020, Accepted Jul 10, 2020)

Key Words: Stroke and Cardiovascular Disease Control Act, healthy life expectancy, local symbiosis society

星野瑠璃 国立病院機構九州医療センター

#### 4. 脳卒中後遺症患者の社会参加の実現に向けて 伊藤 圭太 特定非営利活動法人ドリーム

本シンポジウムでは本法案成立に最も尽力された関係者の一人で日本脳卒中協会の中山専務理事が最初に基調講演された。法案の8つの施策：脳卒中および循環器病の予防と発症時の対応等に関する国民啓発、救急搬送体制や医療体制の整備、消防隊・医療・福祉の連携、発症登録による実態把握、患者・家族支援等について具体的な事例を交えて平易な言葉で解説をいただいた。

循環器病のこれからの展望とその対策についてはNHO京都医療センター循環器内科の赤尾昌治部長が講演され、これからの循環器疾患の動向と脳卒中と循環器病克服5カ年計画の5つの戦略（診療体制の整備・人材育成・予防啓発・疾患登録・研究の活性化）に基づく健康寿命の延伸を大目標に掲げて取り組んでいく課題について解説いただいた。

脳卒中看護およびケアについてはこれからNHO看護師が何をすべきかという立場でNHO九州医療センター脳卒中リハビリテーション認定看護師の星野瑠璃看護師が講演した。基本理念に掲げる予防と発症時の適切な対応に関する市民啓発、後遺症のある患者と家族の生活の質の向上と社会参加の促進は、とくに看護師の力に頼るところが大きく、その課題に取り組んでいく必要がある。さらに後遺症患者の相談対応、地域連携システムを活用して連携する施設間で患者の目標を共有し、患者と家族の意欲を高め、「病む人」から「生活者」として支え、地域へつないでいくこと、すなわち病院を超えて地域へ、他の職種と協働することの重要性も強調した。

また脳卒中後遺症を持つ患者の社会参加支援を積極的に展開している名古屋の非特定営利法人ドリームの伊藤圭太氏は改正「障害者総合支援法」に基づいた、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会を目指す方向性の中で、脳卒中後遺症患者の社会参加についてははまだ十分な改善がない現状が紹介された。後遺症患者の社会参加は、後遺症の改善や生活動作の適応だけではなく、「支援を受ける側」から「支援をする側」へとシフトする社会参

加を実現していくことが重要であり、脳卒中後遺症患者による専門職の育成・研修のための治験モデル、障害者用トイレやキッチン開発のためのアドバイザーなどパラダイムシフトとなるこれからの社会参加の方向性を解説いただいた。

超高齢社会の中で、最も医療対策、社会支援が重要になってくる脳卒中・循環器病についてNHO職員が内容を理解し、力を一つにして取り組むことが求められている。本法律を基盤として、脳卒中および循環器病の予防と発症時の対応等に関する国民啓発、救急搬送体制や医療体制の整備、消防隊・医療・福祉の連携、発症登録による実態把握、患者・家族支援等が一気に加速することを期待したい。超高齢社会が進展する中で、障害のある人もない人も、わがこととして支えあい、新たな地域共生社会を築いていく。これからの20年先までを見据えたシンポジウムであった。本企画内容が国立病院関係職員に広く周知され、基本法に基づいて、何が変わっていくのか、そのためにはさまざまな関係者が力をひとつにして行動を推進していく必要がある。国立病院関係職員が何をすべきかについて、これからの方向性を考える一助になれば幸いである。

最後に本企画を提案していただいた日本脳卒中協会愛知県副支部長、国立病院機構名古屋医療センター副院長の奥田聡先生に心より感謝申し上げる。

〈本論文は第73回国立病院総合医学会シンポジウム27「脳卒中・循環器病対策基本法成立で何が変わるのか」で発表された内容を座長としてまとめたものである。〉

**著者の利益相反：**本論文発表内容に関連して申告なし。

#### [文献]

- 1) Nakayama H, Minematsu K, Yamaguchi T et al. Approval of stroke and cardiovascular disease control act in Japan ; Comprehensive nationwide approach for prevention, treatment, and patients' support. Int J Stroke. 2020 ; 15 : 7-8.